

座間市幼児教育・保育無償化の御案内



お問い合わせ先

座間市子ども未来部保育課保育係

TEL 046-252-7202

FAX 046-255-5080



1. 支給認定の申請について

幼稚園の入園に際し、まずは「支給認定」を市に申請することが必要になります。
支給認定とは保育料等を無償化するための認定で、世帯によって異なり、次の3つに分かれています。

- 1号認定・・・満3歳～5歳で、保育の必要性*がない世帯
- 新2号認定・・・3歳～5歳で、保育の必要性*がある世帯
- 新3号認定・・・満3歳で、非課税世帯かつ保育の必要性*がある世帯

* 保育の必要性については、P.7を御確認ください。年齢は、4月1日の年齢です。

◆ 手続きのしかた

「子どものための教育・保育給付認定兼子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」を幼稚園に提出してください。1号認定を御希望の方は表面のみ、新2号認定を御希望の方は表裏に記入し、必要書類（P.7参照）も併せて提出してください。提出いただいた書類に基づき、支給認定証を交付します。

□ 新2号、新3号を御希望のひとり親の方へ

P.7の添付書類の他に、次のいずれかの書類も御提出ください。

- ① 児童扶養手当証書の写し
- ② 戸籍謄本の全部事項証明書
- ③ ひとり親家庭等医療費助成事業医療証（マル親医療証）の写し
- ④ 裁判所発行の離婚調停中の証明書
- ⑤ 弁護士等による離婚協議中である旨が分かる証明

□ 満3歳で入園される方へ

4月1日の年齢が3歳に達しておらず、満3歳で入園される方は、次のように認定等が分かります。

年齢区分	保育の必要性	市民税所得割課税状況	支給認定	補助金対象となるもの
満3歳子ども	あり	課税	1号	保育料、副食費（一部世帯 P5参照）
		非課税	新3号	保育料、預かり保育料、認可外施設等利用料、副食費
	なし	課税	1号	保育料、副食費（一部世帯 P5参照）
		非課税	1号	保育料、副食費



2. 費用の補助について

全世帯対象

① 保育料の補助

保育料は市から直接幼稚園に支払うため、0円です。特別な手続きは不要です。ただし、給食費や制服代・教材費等、幼稚園で別途定めるものは自己負担です。自己負担の金額は、幼稚園にお問い合わせください。

新2号認定・新3号（保育の必要性がある非課税世帯の満3歳）認定対象

② 預かり保育（教育時間終了後の延長保育）利用料の補助

一ヶ月あたり「450円×利用日数」と「実際に支払った額」を比較して、少ない金額を補助します。預かり保育の利用料については、幼稚園にお問い合わせください。

補助の対象となるのは、保育料のみです。預かり保育中のおやつ代や教材費は対象ではありません。

例1.	預かり保育料	100円/時間
	利用日数	300円、800円、400円で3日間利用
	支払い額	1,500円
	給付額	450円×3日=1,350円
		1,500円 > 1,350円のため、1,350円を補助。

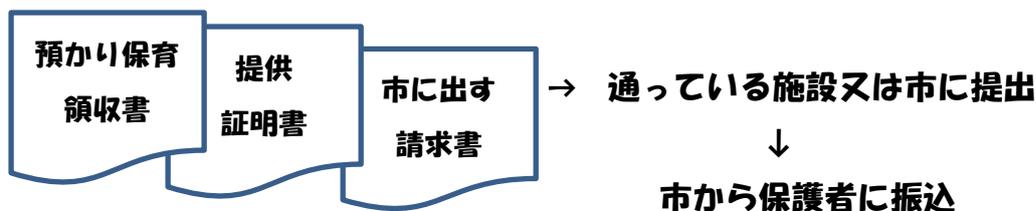
例2.	預かり保育料	10,000円/月極
	利用日数	20日
	支払い額	10,000円
	給付額	450円×20日=9,000円
		10,000円 > 9,000円のため、9,000円を給付。



◆手続きの流れ

一旦幼稚園に預かり保育料をお支払いください。幼稚園からは「領収書」と「提供証明書」が発行されます。その「領収書」と「提供証明書」、市の様式の「請求書」を市に提出してください。後日市から保護者の方に振り込みます。

今年度は、3箇月ごと年4回（8月、11月、翌年2月、翌年5月）のお手続きを予定しています。



新2号認定・新3号認定対象

③ 幼稚園の預かり保育以外に認可外保育等^{*}を利用しているときの利用料の補助

例) 幼稚園の預かり保育だけでは時間的に足りず、その他に認可外保育等を利用

P.3 の預かり保育利用料の補助額と合算して、一ヶ月あたり 11,300 円（新3号認定は 16,300 円）を上限として補助します。

ただし、幼稚園が教育時間と合わせて8時間以上預かり保育を実施しているときや年間開所日数が200日を超えているときは、認可外保育等を利用しても補助対象外です（この場合は、P.3の補助が対象になります）。

※認可外保育等・・・認可外保育施設、自治体認証保育施設、病児保育、ファミリーサポート、ベビーシッター等で、運営者が自治体に届出を行っているもの



例1

◆幼稚園が平日8時間以上または年間200日以上^{*}の預かり保育を実施していないとき

幼稚園・こども園預かり保育補助額	認可外保育等利用補助額
① 0円（園は利用せず、認可外のみ利用）	→ ① 11,300円
② 8,000円	→ ② 3,300円
③ 11,300円	→ ③ 0円

例2

◆幼稚園が平日8時間以上または年間200日以上^{*}の預かり保育を実施しているとき

幼稚園・こども園預かり保育補助額	認可外保育等利用補助額
① 0円（園は利用せず、認可外のみ利用）	→ ① 0円
② 8,000円	→ ② 0円
③ 11,300円	→ ③ 0円

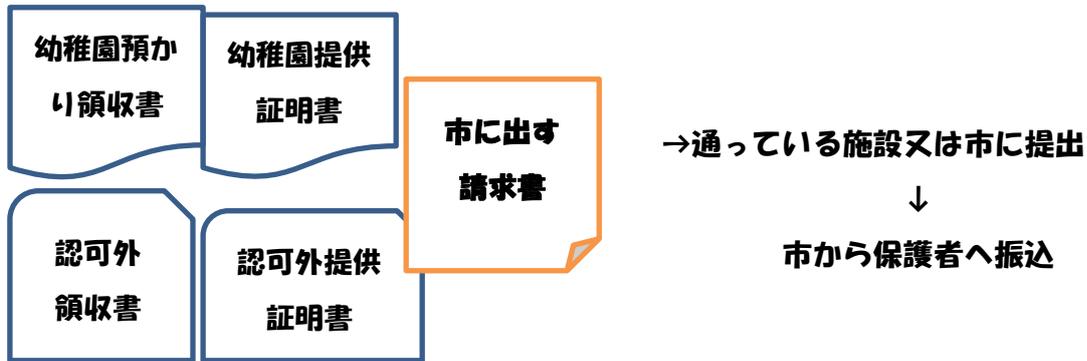
園で十分な水準の預かり保育が実施されていることから、無償化対象外



◆手続きの流れ

一旦園や認可外保育等に利用料をお支払いください。施設からはそれぞれ「領収書」と「提供証明書」が発行されます。その「領収書」と「提供証明書」、市の様式の「請求書」を市に提出してください。後日市から保護者の方に振り込みます。

今年度は、3箇月ごと年4回（8月、11月、翌年2月、翌年5月）のお手続きを予定しています。



満3歳～5歳の年収360万円未満相当世帯^{※1}及び第3子^{※2}対象



④ 副食費（おかず、おやつ代）の補助

給食がある幼稚園では、給食代は自己負担となりますが、そのうちの副食費に当たる部分が0円となります。なお、預かり保育中のおやつは補助対象外です。

※1. 年収360万円未満相当世帯・・・市民税所得割額が77,101円未満の世帯。

4月～8月までは前年度、9月～3月までは本年度の市民税所得割額を用います。

※2. 第3子・・・小学校3年生までの兄・姉をカウントします。

例えば、小学校4年生、小学校2年生、幼稚園児という世帯は第2子となります。

税申告や家族構成の変更があった場合は、届出のあった翌月から反映されます。さかのぼっての変更は原則できません。

◆手続きのしかた

特別な手続きは不要です。対象となる世帯には市からお知らせを送付します。幼稚園には主食費のみのお支払いになります。



3. その他、御留意いただきたいこと

1. 保育の必要性がなくなったときや、反対に必要性が生じたときは、事実発生時の前月 10 日（休日の場合はその直前の開庁日）までに変更申請や必要書類を御提出ください。

保育の必要性がないにも関わらず、対象の補助を受けていた場合は、さかのぼって御返金いただきます。

また、月を超えてさかのぼって新2号等に認定し、補助することは原則できません。

2. 年に1回以上、保育の必要性が継続しているかどうかの確認を行う予定です。就労証明書や診断書等、適宜書類を御提出いただきます。

3. 保育を必要とする理由が変更になったときは、1と同様に変更申請や必要書類を御提出ください。

例：就労から疾病・障がいに変更→変更申請書と診断書等を提出

4. 求職活動要件で保育の必要性を認定された場合、有効期間は概ね3ヶ月です。3ヶ月を過ぎて、再度求職活動として認定するには、求職活動の内容の実績（企業とのやり取りの通知等）を提出していただく予定です。

5. ベビーシッターや認可外保育所の利用については、補助対象となるのは自治体に届出を行っている事業者のみです。御不明な場合は、その施設の所在地がある自治体にお問い合わせください。

6. ファミリーサポートやベビーシッターの利用については、保育のみが補助対象となります。送迎は対象ではありません。

7. 市外に転出された場合は、改めて転出先の市区町村での手続きが必要です。

8. 1月1日に座間市に住民票がない方は、所得の確認ができないため、別途課税証明書（最新の年度）を添付してください。

保育の必要性

以下のいずれかに該当する場合に、保育の必要性があると認定されます。それぞれ該当する必要書類を給付認定申請書に添付して提出してください。原則**両親**ともに提出が必要です。

なお、単身赴任等で同居していないが、申請子どもと生計を一にする方がいる場合（生活費等の送金がある等）は、その方の分も提出してください。

添付書類の就労証明書、期間限定誓約書は、市の様式を使用してください。

	保育必要理由	基準等	添付書類
1	家庭外就労	1ヶ月に64時間以上の就労	就労証明書
2	家庭内就労 (自営業・内職)	家事以外で1ヶ月に64時間以上の就労	就労証明書及び個人事業開業届出書、営業許可証等の写し
3	妊娠・出産	認定期間：出産予定日から起算して、42日前の属する月の初めから産後56日の属する月の末日まで	母子手帳の写し(表紙及び分娩予定日が記載されているページ)又は診断書
4	傷病又は障がい	負傷又は病気、身体・精神に障がいがある場合 認定期間：診断書の内容から判断できる期間	診断書※ ¹ 又は手帳等※ ² の写し。 介護にあつては、上に加え介護スケジュール表【任意書式】 ※1
5	傷病又は障がいのある親族の介護	長期にわたり、傷病又は障がいのある親族の介護をする場合 認定期間：診断書の内容から判断できる期間	保育を必要とする理由及び期間が明記されていること。 ※2 介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
6	災害復旧	火災・風水害・地震などの災害により、その復旧に当たる場合 認定期間：必要と判断される期間	罹災証明書
7	求職活動	要件を満たす就労をするための活動期間 認定期間：概ね3ヶ月	期間限定誓約書
8	就学	学校教育法に基づく学校及び専門学校、職業能力開発促進法に基づく職業訓練校への就学	学生証又は在籍証明書及び時間割
9	その他	市長が必要と認めた場合	市長が必要とする書類



①保育の必要性はありますか？

あり

なし

- 保育料無償
 - 預かり保育+認可外保育無償
- 注) 満3歳児は非課税世帯のみ
- 施設等利用給付 新2号認定(年少以上)
新3号認定(満3歳)

- 保育料無償
- 新1号認定

②世帯の年収が360万円未満*ですか？

*市民税所得割額が77,101円未満

はい

いいえ

副食費補助対象
注) 満3歳児は非課税世帯のみ

小学校3年生までの兄・姉が
2人以上いますか

はい

いいえ

副食費補助対象

副食費補助対象外